

秋田市いじめ防止基本方針

平成29年4月28日（改訂）
秋田市教育委員会

改訂にあたって

本市では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、「いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為である」との認識に立ち、平成26年2月に、「秋田市いじめ防止基本方針」を策定しました。策定後、3年間にわたり、基本的な考え方や具体的な取組等について、各校と共通理解を図りながら、総合的かつ効果的な取組の充実に努めてまいりましたが、このたび、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定およびこれまでのいじめ事案に関する取組状況等を踏まえ、改訂することといたしました。

改訂にあたっては、子ども一人一人が、かけがえのない存在として活躍できることを願い、「秋田市いじめ対策委員会」による検証に基づき、全ての教職員が、力を合わせて、より実効的にいじめ防止の取組を推進することができるよう、留意事項等を見直したところであります。

各校におかれましては、本基本方針を踏まえ、自校の基本方針の見直しを図り、子どもが希望と期待を胸に学校生活を送り、心の通い合う豊かな人間関係を構築することができるよう、家庭や地域との緊密な連携を図りながら、取組等の充実に努めてくださるようお願いいたします。

平成29年4月28日

秋田市教育委員会

目次

I 基本的な方向性

- 1 目的 1
- 2 基本理念 1
- 3 いじめの定義 1
- 4 いじめの理解 1
- 5 いじめの解消 2

II 基本的な考え方

- 1 いじめの未然防止 3
- 2 いじめの早期発見 3
- 3 いじめへの対応 4
- 4 家庭や地域との連携 5

III 具体的な取組

- 1 教育委員会が実施する施策 6～9
 - (1) 秋田市いじめ防止基本方針の策定 6
 - (2) いじめの未然防止 6
 - (3) いじめの早期発見 7
 - (4) いじめへの対応 7
 - (5) 家庭や地域との連携 8
 - (6) 組織の設置 9
- 2 学校が実施すべき施策 10～12
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定 10
 - (2) 自校のいじめ対策委員会の設置 10
 - (3) いじめ防止等に関する取組 11～12
- 3 重大事態への対処 13
 - (1) 重大事態の発生と調査 13
 - (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置 13

I 基本的な方向性

1 目的

秋田市立学校におけるいじめの防止に係る基本理念と、いじめ防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して学校生活を送り、心の通う人間関係が構築できる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

いじめの防止等の対応は、次のことをめざして行われなければならない。

- ◆子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの防止に取り組む。
- ◆いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにする。
- ◆学校、家庭、地域の連携の下、いじめの問題を克服できるようにする。

3 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめの理解

いじめ防止等の対応には、次のような理解が必要である。

- ◆いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ◆いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ◆いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為である。
- ◆いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
- ◆いじめは、見ようとしなければ見えない。
- ◆いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
- ◆いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題である。
- ◆いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題である。

5 いじめの解消

- ◆いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ・いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ◆いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察することが必要である。
- ◆真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、上記の要件が満たされた上で、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

Ⅱ 基本的な考え方

子ども同士のトラブルが起きたとき、いじめかどうかの議論に終始するのではなく、子どもの心情を理解しつつ、あるべき行動の仕方や問題解決に向けた具体的な対処法などを発達の段階に応じて指導していくことが重要である。

1 いじめの未然防止

- ◆学校の教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもの豊かな心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- ◆子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりや、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくり、集団づくりを推進することが重要である。
- ◆子どもや保護者の言葉に耳を傾け、その気持ちを共感的に受け止めたり、集団の中でも子どもの様子や言動に注目し、集団における人間関係などの特徴をとらえたりするなど、日常的な関わりをとおした児童生徒理解に努めることが大切である。
- ◆いじめ問題について考え、議論するなど、道徳科、学級活動、児童会・生徒会等における子ども主体の活動をとおして、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう支援することが大切である。

2 いじめの早期発見

- ◆子どもや保護者が、いじめを相談しやすい体制づくりの基盤となる教職員と子ども、教職員と保護者の信頼関係づくりに努めることが重要である。
- ◆教職員、保護者、地域が連携し、子どものささいな変化に気付き、迅速に報告・連絡・相談できる体制づくりを推進することが必要である。
- ◆ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。

- ◆いじめの認知にあたっては、次のような事案であっても、子どもの感じる被害性などに着目し、事実確認を行うことが大切です。
 - ・けんかしたり、ふざけ合ったりしている場合
 - ・好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに苦痛を感じさせてしまった場合
 - ・いじめられている状況が認められても、本人がそれを否定する場合
 - ・インターネット上で悪口を書かれたことを本人が知らずにいる場合

- ◆早期発見のため、次のような手立てを講じる必要がある。
 - ・複数の教職員による観察
 - ・定期的なアンケート（無記名アンケート含む）の実施
 - ・ふれあいノート(※1)等の活用
 - ・個別面談の実施
 - ・相談窓口、相談機関の周知

※1 ふれあいノート

子どもがその日の出来事やそのときの気持ちを書き綴り、教職員がコメントを記入することによりコミュニケーションを深めるためのノート。

3 いじめへの対応

- ◆いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげることが重要である。
※特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、自校のいじめ対策委員会に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法に違反し得る。

- ◆いじめを受けた子どもやいじめを知らせてくれた子ども、およびその保護者に対し、「絶対に守る」ことを約束し、安全を確保する配慮が必要である。

- ◆自校のいじめ対策委員会による対応方針および役割分担等を決定し、子どもから聞き取った内容から事実関係を明らかにするとともに、それまでの人間関係等いじめの背景を踏まえて子どもの指導にあたるなど、組織的な対応を行うことが必要である。

- ◆教育委員会への報告および協議や、警察への相談・通報など、関係機関との連携の下で対応することが重要である。

- ◆いじめを認知した際には、いじめを受けた子どもの保護者に対し、対応方針を説明し了承を得た上で対応にあたりるとともに、聞き取りや指導の結果の報告、指導後の子どもの様子に関する情報提供などを行い、いじめられた子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、継続的に連携を図ることが重要である。また、必要に応じ、いじめを受けた子どもの心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行うことが大切である。
- ◆いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察することが必要である。（再掲）
- ◆いじめた子どもに対する指導については、人格の成長を旨として、子どもの気持ちやいじめの原因・背景等を踏まえた上で、心からの反省を促すことが大切である。
- ◆いじめた子どもの保護者に対し、いじめの事実関係について、躊躇することなく説明するとともに、いじめの行為そのものに対して反省を促すことの重要性について共通理解を図ることが大切である。

4 家庭や地域との連携

- ◆「いじめの相談を受けた際には、子どもの安全を保障した上で、速やかに管理職を含めた複数の教職員で情報共有し、解決に向け組織的に対応する」といった一連の基本方針について、保護者や地域の方々に対し、情報提供することが大切である。
- ◆PTAや学校運営協議会等の機会をとらえ、いじめ防止等の取組や対応について説明するとともに、次のことについて、共通理解を図る必要がある。
 - ・子どものささいな変化、言動を見逃さず、じっくり子どもの話に耳を傾け、学校と相談すること。
 - ・いじめ問題の解決にあたっては、具体的ないじめの行為や子どもの言動だけにとらわれず、それまでの人間関係など、いじめの背景を把握した上で対応すること。
 - ・家庭においても、子どもといじめは絶対に許されない行為であることを話し合うこと。

Ⅲ 具体的な取組

1 教育委員会が実施する施策

(1) 秋田市いじめ防止基本方針の策定

教育委員会は、国の基本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「秋田市いじめ防止基本方針」として定める。

また、その取組が効果的に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを図り、より実効性の高い取組が実施できるよう配慮する。

(2) いじめの未然防止

①豊かな心の育成

子どもの豊かな心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、冊子「秋田市学校教育の重点」(※2)による周知や学校訪問指導の充実に努める。

- ・小中一貫した考えに立った交流活動の推進
- ・人と人との絆づくりの推進
- ・道徳教育の充実
- ・キャリア教育の視点に立った体験活動(※3)の充実
- ・「はばたけ秋田っ子」教育推進事業を活用した学校間交流(※4)の推進

②子どもの主体的な活動の推進

児童会・生徒会等における子ども主体の「いじめを生まない学校づくり」の重要性を踏まえ、学校における取組を支援する。

- ・中学生サミット(※5)による共通実践の推進および他校の取組等の周知

③いじめ防止のための教職員研修等の充実

いじめを防止することの重要性やその対応の在り方等に関する理解を深めるため、研修等の充実を図る。

- ・初任者研修、生徒指導主事研修、いじめ防止・対応等研修、講師研修などの研修の充実
- ・いじめ防止等に関する指導資料の提供
- ・いじめ防止チェックリストの配布
- ・解決が困難な事例への対応の留意点についての周知

④情報モラル指導の充実

インターネットを安全に利用するため、学校や家庭における留意事項についての周知を図る。

- ・ICT活用推進委員会(※6)における具体的な事例に基づく、指導資料の作成
- ・LINE等によるネットトラブルの未然防止に向けた協議会(※7)によるネット利用に関する啓発および指導資料の作成
- ・情報教育主任研修や生徒指導連絡協議会等をとおしての周知

⑤いじめに関する調査の実施

学校におけるいじめの実態および防止等のための取組状況についての調査を実施し、成果や課題を検証する。

- ・いじめに関する調査の実施。(毎月)

(3) いじめの早期発見

①相談窓口の設置

学校教育課内の担当窓口および秋田市教育研究所内のいじめ・不登校相談電話において、いじめの相談に応じる。

②相談窓口の周知

教育委員会の相談窓口のほか、他の機関が設置している相談窓口について、学校をとおして、子どもや保護者に周知する。

(4) いじめへの対応

①学校に対する支援

学校からいじめ事案の報告があった際には、対応策について協議するほか、必要に応じて指導主事やスクールカウンセラーを学校に派遣するなど、学校と一体となって解決を支援する。

解決が困難な事案が発生した際には、秋田市いじめ対策委員会での協議を踏まえ解決にあたる。

②医療機関や警察等、関係機関との連絡調整

いじめを受けた子どもや保護者が関係機関と関わった際には、関係機関におけるアセスメントに基づく対応や支援のあり方等について、学校と共有できるよう連絡調整に努める。

③いじめを受けた子どもへの支援

いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

(5) 家庭や地域との連携

①いじめ防止等のための啓発活動の推進

保護者や市民が、いじめを防止することの重要性や子どもの規範意識の醸成等について理解を深められるよう、保護者等を対象とした講演会などを実施する。

- ・秋田市PTA連合会と連携した講演会の実施
- ・啓発資料（秋田市いじめ防止リーフレット）の配布

※2 「秋田市学校教育の重点」

秋田市教育ビジョンを基に、秋田市学校教育の基本方針のほか、すべての学校が取り組む重点項目や教科等の指導重点事項をまとめた冊子。秋田市立学校の全教職員に配布。

※3 キャリア教育の視点に立った体験活動

職場体験やボランティア活動など、働くことの大切さや人の役に立つことの喜びを実感できる体験活動。

※4 「はばたけ秋田っ子」教育推進事業を活用した学校間交流

学校の枠を超えた交流をとおして、感動を分かち合いながら人間性をはぐくむことを目的として、複数の学校が合同で、学校行事やクラブ活動、校外学習等を実施している。

※5 中学生サミット

市内すべての中学校の生徒会執行部の生徒が集い、自ら企画・立案し、交流を深める活動。平成25年度はいじめの防止をテーマとし、各校の実践をもとに、10月に「秋田市中学生『絆』宣言」を制定した。

※6 ICT活用推進委員会

ICT(情報コミュニケーション技術)の効果的な活用について検討することを目的に、外部の専門家や教職員により構成している委員会。

※7 LINE等によるネットトラブルの未然防止に向けた協議会

秋田市PTA連合会、校長会、教育委員会の三者により、健康で安全なネット利用に向けた方策等を検討する協議会。

(6) 組織の設置

◆ 秋田市いじめ問題対策連絡協議会の設置

① 目的

いじめの防止等に関係する機関の連携を図るため、秋田市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

② 組織

学校、教育委員会、秋田地方法務局、警察、児童相談所、子ども未来センターの職員および弁護士、医師、臨床心理士、秋田市PTA連合会・青少年育成に係る関係機関の代表等により組織する。

③ 役割

いじめの実態やいじめ防止に関する方針等について情報交換を行い、連携体制の強化を図る。

◆ 秋田市いじめ対策委員会の設置

① 目的

学校および教育委員会におけるいじめ防止の取組等に関し、公正かつ客観的な立場からの意見を求めるため、秋田市いじめ対策委員会を設置する。

② 組織

弁護士、医師、人権擁護委員、学識経験を有する者（6名以内）により組織する。

③ 役割

いじめの防止等に関する取組等について意見を求めるほか、いじめに関する通報や相談を受け、自ら調査を行う必要がある場合に、調査、審査、または関係者との調整を行う。

2 学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、管理職のリーダーシップのもと、国の基本方針、秋田市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、適宜見直しを図る。

見直しにあたっては、全教職員でいじめの問題に取り組む契機とすることが大切であり、保護者や地域の方の参画を得ながら、自校の課題を洗い出し、対策が実行できるよう配慮する。

策定および見直しにあたって、次のような項目を設定する。

- ① いじめの定義と基本的な考え方
- ② いじめの未然防止のための取組
- ③ いじめの早期発見のための取組
- ④ いじめへの組織的対応
- ⑤ いじめ防止に向けた保護者や地域との連携
- ⑥ P D C A サイクルを踏まえた年間計画

(2) 自校のいじめ対策委員会の設置

学校は、特定の教職員で問題を抱え込まず組織的に対応するため、複数の教職員のほか、外部専門家等により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

組織の活用にあたっては、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議を設定するなど、学校の実情や協議内容に応じて工夫する。

① 組織

管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員など複数の教職員のほか、弁護士、医師、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員(※8)、保護者代表、警察官経験者などの中から、教職員以外の外部専門家等を加える。

② 役割

- いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり（子ども主体の活動の支援、校内研修の実施等）
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに係る情報があった際の緊急会議の実施
 - ・いじめの情報の把握と共有
 - ・関係する子どもへの事実関係の聴取・精査
 - ・指導や支援の体制の構築
 - ・対応方針の決定と保護者との連携

- 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・計画どおりに進んでいるかのチェック
 - ・対処がうまくいかなかった事案の検証
 - ・必要に応じた計画の見直し

※8 学校運営協議会委員

開かれた学校づくりをめざして、教育委員会が各校ごとに任命した保護者や地域住民の代表および有識者で構成される委員。

(3) いじめ防止等に関する取組

いじめの防止にあたっては、以下のような具体的な取組が重要であり、各校においては、本基本方針を踏まえ、各校の実情に応じて取組内容を明確にする。

①いじめの未然防止

- ・いじめ防止に係る自校の基本方針や取組等について全教職員の共通理解を図るための校内研修の実施（年複数回）
- ・互いに心が通い合う学級づくり、集団づくりの推進
- ・学校全体、家庭・地域と連携して規範意識をはぐくむ道德教育の充実
- ・いじめ問題について考え、議論するなど、道德科、学級活動、児童会・生徒会活動等をとおした「子ども主体のいじめ防止の取組」の推進
- ・「学校いじめ防止基本方針」および自校のいじめ対策委員会の存在、取組の周知
- ・人間関係を築く体験活動の充実
- ・生徒指導の機能（共感的な態度、自己存在感、自己決定）を生かした授業づくり
- ・日常的な関わりをとおした児童生徒理解
- ・特に配慮が必要な子ども（発達障害や性同一性障害のある子ども、海外からの帰国など外国につながる子ども、大きな災害により避難した子ども）への特性や心情に配慮した適切な支援の充実
- ・情報モラル指導の充実

②いじめの早期発見

- ・複数の教職員による観察
- ・学校生活アンケートの実施
- ・ふれあいノートの実施
- ・二者面談の実施
- ・子どもや保護者が安心して相談できる窓口（教頭、生徒指導主事等）の周知
- ・情報の共有と迅速な対応

③いじめへの組織的対応

- ・ 自校のいじめ対策委員会による対応策の検討と役割分担の明確化
- ・ 迅速で的確な実態把握（いつ、どこで、誰が、何を、どのように、どの程度）
- ・ いじめを受けた子どもやその保護者の心情に寄り添った丁寧な対応
- ・ いじめた子どもの成長を促す指導と支援
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携、調整
- ・ 保護者の理解と協力
- ・ 対応の記録の蓄積および学校間、学年間での情報の引継ぎ

④いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」および自校のいじめ対策委員会の存在、取組の周知の徹底（再掲）
- ・ 生徒指導だより等による情報発信
- ・ 学年・学級PTAによる説明・協議
- ・ 講演会等の実施
- ・ ホームページによる情報提供
- ・ 相談窓口、相談機関の周知

⑤P D C Aサイクルによる取組の検証

- ・ 保護者や子どもに対する生活アンケートの実施と活用
 - ・ 教職員に対するいじめ防止チェックリストの活用 ⇒ 学校教育の重点参照
 - ・ いじめ防止等の取組に関する学校評価の実施と活用
- ※いじめの防止等のための取組に係る達成目標（未然防止の取組、アンケート・個人面談の実施、校内研修の実施等）を設定し、達成状況を評価する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

- ①学校は教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長に報告）
- ア) 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
 - イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- ※子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。
- ②教育委員会または学校による調査
- ・重大事態が発生した際には、教育委員会が調査の主体を判断する。
 - ・教育委員会が調査する場合は「秋田市いじめ対策委員会」を、学校が調査する場合は自校のいじめ対策委員会を活用する。
 - ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③第三者機関としての「秋田市いじめ対策委員会」による調査
- ・教育委員会および学校は、「秋田市いじめ対策委員会」に協力する必要がある。
- ④調査結果の提供および報告
- ・主体となった調査組織は、いじめを受けた子どもおよびその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、対応方針について共通理解を図る。
 - ※調査結果の公表については、いじめを受けた子どもおよびその保護者の意向、公表した場合の子どもへの影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。
 - ・教育委員会は、調査結果を市長に報告する。
 - ・教育委員会および学校は、調査結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置

- ①再調査
- ・市長が、重大事態への対処または同種事態の発生防止のため必要があると認めた場合は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、教育委員会または学校による調査について調査する。
- ②市長による調査結果の提供および報告
- ・いじめを受けた子どもおよびその保護者に対し情報を適切に提供する。
 - ・調査結果を議会に報告する。
 - ・調査結果を踏まえ必要な措置を講ずる。